

別所地区 市政懇談会資料

令和元年11月24日



市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか た かず ひこ 仲 田 一 彦
副 市 長	おお にし ひろ し 大 西 浩 志
副 市 長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	にし もと のり ひこ 西 本 則 彦
総合政策部長	やま もと よし ふみ 山 本 佳 史
総務部長	いし だ ひろし 石 田 寛
市民生活部長	ほり うち もと よ 堀 内 基 代
健康福祉部長	いわ さき くに ひこ 岩 崎 国 彦
産業振興部長	よし おか まさ とし 吉 岡 雅 寿
都市整備部長	ます だ ひで なり 増 田 秀 成
上下水道部長	やす ふく あき ひろ 安 福 亮 博
議会事務局長	し みず さと し 清 水 悟 史
消 防 長	ふじ わら ひで ゆき 藤 原 秀 行
教育総務部長	いし だ ひで ゆき 石 田 英 之
教育振興部長	おく むら ひろ や 奥 村 浩 哉

地区からの意見・提言

別所地区

※市政懇談会で意見交換を行う意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
1	ヤードでの監視	市民生活部長
	ヤード等の対応について	
2	石野川上流の河川氾濫対策について	都市整備部長
3	長治川流域の治水対策について	都市整備部長
4	休耕地対策	産業振興部長
5	悪臭及び羽毛等の飛散対応について	産業振興部長
6	除草に伴う金銭面補助について	市民生活部長
7	興治地区県道から大山地区バイパス道へ通じる市道 拡幅計画の再開について	都市整備部長
8	消防団員の確保について	消防長
9	河川管理について	都市整備部長
10	隣接地域(巴)に自治会が無い	市民生活部長

※その他の意見・提言

	意見・提言の内容	回答者
11	別所ゆめ街道の舗装について	—
12	障がい者の選挙投票について	—
13	市庁舎の防災組織・訓練・教育を問う	—

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	1	ヤードでの監視（相野） ヤード等の対応について（下石野）
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤード（高い鉄壁等で周囲を囲っている）土地が多くあり、中で何が行われているか判らない。 ・土地転用時は中古車を置く、又は資材を置く等の説明があるが実際コンテナ等を置き住んでいたり、解体作業等が行われている？ <p>【課題】</p> <p>健全で適切な土地利用が成されているかわからない</p> <p>【三木市に聞きたい事や要望等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ヤード内の監視及び指導をどのように行っているか。 2 ヤード法は活かされているのか。 <p style="text-align: right;">（相野地区）</p> <p>【現状】</p> <p>興冶・相野から下石野地区にかけて、車の解体整備会社や建設残土の処理、産業廃棄業者などの集まる地域になりつつあり、複雑な権利も絡んで産業のごみだめにも見える様相を呈している。特に残土の埋め立てなどは、行政の境界を跨いで行われ、取り締まりも出来ていない。</p> <p>【課題】</p> <p>三木市では、ヤード条例が制定されているが、市の境界を跨ぐ事業者の指導には及び腰で、実効性をもって行われていない。そもそも、地域の全体ビジョンがないために、指導も場当たりので、その場しのぎの解決になっているように思う。</p> <p>【三木市に聞きたい事や要望等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 地方行政の管轄を跨いで、より広域的な計画とそれに伴う監視をもって健全な地域発展に努めてもらいたい。 <p style="text-align: right;">（下石野地区）</p>		

回 答**(担当課) 市民生活部 生活環境課**

- 1 ヤードは兵庫県内の約3割が三木市に設置されていることから、油による汚染並びに不正に取得された自動車の部品等の保管等の状況に鑑み、市民の安全安心な生活の確保に資することを目的とする「三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例」(以下「ヤード条例」)を平成28年7月1日に施行しました。

ヤード立入調査は、兵庫県警本部、三木警察署、兵庫県(環境部局、建築部局)、北播磨県民局(環境部局、建築部局)、三木市(生活環境課、建築住宅課、消防予防課)による合同立入調査を実施しています。立入時には、油流出の有無、在留資格、違法建築の有無、無許可での自動車解体等、それぞれの権限において指導をしています。

平成28年度は6回、平成29年度、平成30年度は2回、令和元年度は現在1回の合同立入調査を実施しました。

また必要に応じ、兵庫県警本部、三木警察、市生活環境課が立入調査を実施しています。

ヤード条例に基づく届出が必要な5事業者(自動車リサイクルの許可を有している事業者を除く)を指導し、届出書を提出させました。平成30年度は新規1事業の届出を受理しました。

- 2 立入調査を繰り返し実施することで、事業者には法律、条例の遵守意識の向上が図られていると認識しています。

また新規でヤード施設を設置しようとする場合は、「三木市環境保全条例」に基づく事前協議が必要です。古物商の許可に関して、三木警察に相談があった場合、ヤード条例の説明を市で受けるよう指導しており、一定の効果が図られていると考えます。

ヤード条例には所有者の義務規定があります。地域においても、土地を賃貸される場合においては、土地所有者としての責任もあることから、事業内容を十分に把握していただいてから賃貸され、事業開始後も適正に事業がなされているか確認していただくようご協力をお願いいたします。

市としては、今後も関係機関と連携し、生活環境の保全に努めてまいります。

3 広域的な連携を図るため、兵庫県警察本部による県内のヤード対策連携会議を開催するなど、県下でヤード施設がある関係自治体と、合同立入調査時の指導状況やヤードが改善した事例などの情報共有を図り、広域的な連携により県下のヤード対策を推進しています。

また、残土の埋め立てについては、一定規模以上の場合は兵庫県の許可が必要になります。市へも環境保全条例に基づく事前協議が必要です。しかし、許可を得ず、造成工事を行った事業者があることも事実です。

現在、無許可で造成工事を行った事業者に対し、北播磨県民局環境課が原形復旧を求める指導中であり、今後も兵庫県と連携して指導を継続します。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	2	石野川上流の河川氾濫対策について (下石野)
<p>(内容)</p> <p>昨年度提案議題ですので現状は省略します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石野川上流の河川氾濫対策について ・相野地区からの雨水排水対策について 		
回 答	(担当課) 都市整備部 プロジェクト推進課	
<p>昨年度からご意見をいただいています相野地区等の雨水対策については、相野地区等から流出する石野川、中石野川、花尻川を対象とし、本年6月から現地調査等を開始しています。</p> <p>相野地区は平坦で水路が入り組んでいることから、流域を確定するため、本年6月から水利関係者等地元の方のご意見をお聞きしながら、水路網調査、測量等を行い、現在、調査・測量に基づき、流量計算を行っているところです。</p> <p>流量計算の結果を踏まえ、来年3月末を目途に対策を決定したいと考えております。</p> <p>今後、補足の調査等が必要になる場合は、住民への周知等ご協力をよろしくお願いします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	3	長治川流域の治水対策について（東這田）
<p>(内容)</p> <p>長治川の下流域に土砂堆積し葦が茂っている。</p> <p>① - 1 管理計画書はないのか？</p> <p>① - 2 現場に土砂撤去の目安となる目印等設置できないのか？</p> <p>① - 3 美囊川との合流100m程度3面張りにできないか？</p> <p>② 長治川上流西側、太陽光パネル設置場所北側から、崖崩れと崖崩れに伴い砂防ダムが満杯となっている。土砂撤去が可能か、営林署の回答はまだか？</p> <p>② 興治地区にある二股池の堤防の安全性の検証、大雨時の漏れ確認をお願いします。</p>		
回 答	<p>(担当課) 都市整備部 道路河川課 産業振興部 農業振興課</p>	
<p>①</p> <p>兵庫県に確認したところ、</p> <p>1 「長治川については、「兵庫県河川維持管理計画」に基づき河道や堤防、護岸等の河川管理施設を定期的に巡視点検しており、昨年の点検では河道に異常はありませんでした。」</p> <p>2 「県管理河川には水位を目視できるよう橋脚等に水位標を設置していますが、土砂撤去の目安となる目印は水位標と混同する恐れがあるため設置していません。」</p> <p>3 「長治川については、砂防指定地に指定されていませんので、「自然を活かした川づくり」を推進していることから3面張の計画はありません。なお、修繕が必要な箇所については、局所的に整備を実施します。」</p> <p>とのことです。</p> <p>市としてもご理解をお願いするとともに、地域において河川に異常等が発見された場合には、市の道路河川課に連絡いただければ県へ伝えていきますのでよろしくをお願いします。</p>		

②

砂防ダムは危険な土砂が街なかに流れるのを防ぐことを目的として設置されるもので、一方、治山ダムは森林の維持・造成を図るのが目的として設置されるもので、それぞれ目的が異なります。当該ダムは、治山ダムにあたります。

営林署から、「谷止工（治山ダム）については、土砂が溜まることによって、雨水排水の流速を落とし、下流域への影響を少なくすることを目的にしています。したがって、堆積土砂を撤去する予定はありませんのでご理解下さい。」との回答でした。

また、営林署に現地を確認していただき、新たな対策ができないか聞いたところ、「現在の谷止工よりやや上流は、概ね溪流を境として民地と官地に分かれており、同様の谷止工を上流に設置しようとすると民地にかかるため、設置は不可能です。」とのことでした。

一方で、県砂防課と砂防ダムで何か対応できないかを相談・検討した結果、土砂災害警戒区域（イエロー区域）にも指定されていないことから、直接行政が対策を行うことが困難な状況です。

その他に対策手法がないか関係機関（加東農林事務所）とも協議をいたしました。が、「人家への影響がないなど、事業要件に合わないため対応は困難。」とのことでした。

これらのことを踏まえ、今後は長治川の現地確認をしていく中で、土砂堆積状況などを確認し、浚渫対応などについて検討していくこととします。

③

二股池は、平成31年2月の専門家に委託したため池定期点検では、満水面より1.5m低い水位でしたが、漏水がないことを確認しています。

令和元年5月8日に職員による現地確認を行いました。が、池の貯水量が低く管理されていたため、堤体からの漏水を確認できませんでした。

その後も、数回確認に行きましたが、同じ状況でした。

堤防の安全性については、現状からの判断では、異状なしとして判断しています。

なお、興治地区水利組合の役員には、下流域の方から漏水による決壊への不安の申出があることを伝えたくて、漏水が確認されるようなら低水位にて管理していただくようお願いしております。

引き続き、満水になる時期にあわせて現地の確認、管理者への指導を行ってまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	4	休耕地対策（相野）
<p>(内容)</p> <p>相野地区で農地活用できずに休耕地が増えている。草が伸び、道路にはみ出し道路幅が狭くなり、通学等での歩行・自転車走行が危険である。</p> <p>土地所有者に対し、近隣に迷惑をかけないように市が指導できないか。市道だけでも市が管理し草刈を行えないか。</p>		
回答	<p>(担当課) 産業振興部 農業振興課 都市整備部 道路河川課</p>	
<p>米の生産調整に係る水田フル活用の補助金が農家の皆様に支払われていた平成30年度までは、集落において作付けおよび管理田の確認がなされていましたが、平成30年度以降は、生産調整がなくなったこともあり、農家の皆様による自己保全農地の管理が一部充分でないところが見受けられます。</p> <p>当該地区は農業を振興しようとする地区でありますので、土地の売買には規制がある土地ですが、農地中間管理事業を活用し、農業の担い手に農地を集約する必要があります。数集落が入り込んでいる地区ですが、皆様方で今後の農業のあり方について話し合いの場をお持ちいただければ、話し合いの調整役として農業委員会や農地利用最適化推進委員の参加や、情報の提供、人農地プランの作成支援を行ってまいります。</p> <p>農地周りの草刈りに関しましては、まずは土地の所有者に周辺を含めた日常管理をお願いしたいと思います。耕作放棄地の所有者が不明等でお困りの場合は、農業委員会から管理依頼の文書を発送しますので、ご相談ください。</p> <p>なお、市道の草刈りに関しましては、現地状況を確認したうえ、通行に支障を及ぼすことが想定される個所については、先行して作業を行っていきたいと考えています。お気づきの点がありましたら、ご連絡をいただけますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区		
意見・提言	5	悪臭及び羽毛等の飛散対応について(石野)	
(内容)	<p>今年に入り、養鶏に伴う広範囲におよぶ悪臭と鶏と思われる羽根羽毛が松田養鶏場西側に飛散し、地域住民より多くの苦情が絶えません。</p> <p>地域住民の生活環境の保全から、悪臭および羽根等の飛散原因個所の特定、これからの対策等の行政指導をお願いする。</p>		
回答	(担当課)	市民生活部	生活環境課 産業振興部 農業振興課
<p>花尻・石野・下石野区長より7月31日付けで頂いた要望書に基づき、8月2日に農業振興課および生活環境課により松田養鶏場周辺の状況を確認しました。</p> <p>悪臭に関しましては、一部で堆肥の臭いがしました。</p> <p>羽毛に関しましては、周辺道路から目視では、確認できませんでした。</p> <p>事業者を確認したところ、建物西側において羽毛の飛散を確認したとのことで、飛散防止のネットを施工中であるとの回答を得ています。</p> <p>事業者へは、設備面、運用面を社内で確認するようお願いしています。</p> <p>9月30日に周辺の確認をしましたが、建物周りにおいて設備工事をされていたので、年末を目途に再度調査を行いたいと考えています。</p>			

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	6	除草に伴う金銭面補助について（石野）
<p>(内容)</p> <p>住民の高齢化により、草刈り作業も辛くなっていることから、多面的機能支払交付金の対象外となる範囲の雑草を抑制する、防草シート等の敷設に要する費用の補助金等をお願いしたい。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
<p>地域における農業用施設の維持管理にかかる費用負担については、「多面的機能支払交付金事業」をご活用いただいています。しかしながら、自治会や個人が所有している土地の法面除草等の維持管理費用については、それぞれの自治会、個人でご負担いただくのが原則であると考えます。</p> <p>そのため、ご要望の箇所に防草シート等を設置する補助制度を設ける予定はありませんが、引き続き、区長協議会交付金や地域まちづくり交付金を通じて、自治会活動や地域のまちづくりを全面的に支援してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	7	興治地区県道から大山地区バイパス道へ通じる市道拡幅計画の再開について（興治）
<p>(内容)</p> <p>興治地区の県道から大山交差点までは幅員3m未満の道を大型車が頻繁に通行しており、普通車同士のすれ違いも困難であり、抜け道としても常時利用されているため危険な状態である。</p> <p>当該道路拡幅については二股池北端から136mに亘り、沿線土地所有者から市道敷地として提供されているにもかかわらず放置されており、又、二股池を所有管理する興治東水利組合も市道拡幅に必要な池堤敷地の提供には前向きに対応するとのことである。</p> <p>以上のことから、地域の安全のために一日も早い実現を切に要望いたします。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>市では、現在、市道高木平田線などの外環状道路の整備を進めています。今後においては、通学路の安全確保や交通渋滞の解消に向けた事業並びに都市計画道路の整備などの取り組みを進めたいと考えており、ご要望の道路の拡幅工事等の予定はございません。</p> <p>今後、当道路の交通の状況（交通量や渋滞状況等）を見ながら整備について検討してまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	8	消防団員の確保について（和田）
<p>(内容)</p> <p>消防団は、火災発生時に対する消火活動や、地震、集中豪雨、大型台風などの災害に対応する必要性から、地域防災に重要な役割を担う必要不可欠な存在と、十分理解しています。</p> <p>しかしながら、近年、全国的にその担い手となる消防団員が減少しているとの情報も聞いている中で、和田地区においても例外ではなく消防団員の確保に苦慮しているところです。</p> <p>現在、当地区の消防団員は、定員14名に対し現員13名で構成されていますが、団員確保の観点から、ある程度の年齢に達しても、なかなか退団することが難しく、親子で交代しているのが現状で、自治会の役員を兼任している団員もいます。</p> <p>また、自治会役員については、災害の際には、消防団の活動と別の役割もあり、活動に専念できなくなることも懸念されます。</p> <p>今後を見越し、これからの対策について、出来る限り早急に検討していただきたいと考えます。</p>		
回 答	(担当課) 消防本部 総務課	
<p>別所地区消防団は5分団11班、うち機動隊1隊で構成されており、実員数は170名となっています。各地区において、消防団や自治会の皆様の深い御理解と御協力により、現在、別所地区では団員数を確保できている状況です。また、三木市消防団全体でも、定数1,360人、実員数1,321人となっており、充足率は97.1%と県内平均を上回っている状況です。その一方で、三木市消防団員の平均年齢は年々高齢化しており、平成31年4月1日現在で、39.1歳となっています。(平成21年4月1日:35.9歳) 今後は、さらに少子高齢化・人口減少が加速すると予測され、現状の消防団員数の確保が難しくなると危惧されております。</p> <p>このような状況のなか、今回の御意見にございますとおり、自治会役員と消防団員を兼務され、活動に苦勞されている地区があるとお聞きしております。</p> <p>三木市消防団では、このような現状の課題や問題点、今後の情勢変化を踏まえた三木市消防団の今後のあり方について、平成30年</p>		

度から年間7回実施している正副団長会議の場で、消防団幹部と消防本部の間で協議を行っており、現在は、昨年末に全消防団員を対象に実施しました消防団組織改革に伴うアンケート調査の結果も踏まえ協議を継続しているところです。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	9	河川管理について（高木）
<p>（内容）</p> <p>近年、美囊川水域、末広橋から下流にかけて水域底地が砂利他の沈殿のためか、高水域との高低差が狭くなり、中州が出来て雨量の多い場合、吞吐ダムからの放流もあり、堤防の決壊を招きかねない。このようなことに対する対策等をお願いします。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>兵庫県に確認したところ、「堆積が著しい太郎兵衛井堰下流部、亀の井井堰下流部について、平成30年度に浚渫を実施したところ。今年度においても、別所地区において浚渫の実施を予定しております。」とのことです。</p> <p>具体的な箇所をお教えいただければ、現地確認等を実施しながら加東土木事務所（県）へ浚渫要望を伝えていきたいと思えます。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	10	隣接地域（巴）に自治会が無い（西這田北）
<p>(内容)</p> <p>住んでいる地域により社会的平等が損なわれている。</p> <p>自治会には、住民学習、一斉清掃、まちづくり協議会活動、自治会費、募金、社協費等の負担があり、自治会がない地域との不平等を感じるが、市としてこの状況を看過しているのか。</p>		
回答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
<p>新たな自治会を設立することは、自治会があくまで住民組織の任意団体である以上、当該地区の住民の声が出てこない限り困難です。</p> <p>しかしながら、自治会を中心としたまちづくりを進める本市においては、リーフレット等を活用し、自治会の必要性や重要性を幅広く市民の皆様にお伝えし、自治会活動に関心を持っていただくよう啓発するとともに、区長協議会やまちづくり協議会を通して、自治会設立に向けた働きかけができないか検討していきたいと考えます。</p> <p>自治会は、自分たちの住むまちをより住みやすくするため、道路や公園の美化、清掃、防犯灯の管理、子どもたちや高齢者の見守り、緊急時や災害時の体制づくりに自主的に取り組まれており、地域住民の安全で快適な生活に寄与しています。多様化する住民ニーズへの対応、地域住民に密着したサービスの実践のためには、地域住民の参加と協働が必要不可欠であり、“住民自治の担い手”として自治会の役割は大きいものがあると考えています。</p> <p>一方で、自治会運営に当たっては、様々な課題があることも認識し、課題解決に向けた取組も進めなければなりません。昨年度末に実施した自治会に関するアンケートでは、自治会役員の高齢化や負担増についての声が多く寄せられています。</p> <p>市は、これまでの区長協議会や各自治会への支援を続けるとともに、今後、配布物の見直しなど、自治会役員の負担軽減に向けた取組についても進めてまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	1 1	別所ゆめ街道の舗装について（石野）
<p>(内容)</p> <p>別所ゆめ街道が下石野から旧三木駅まで通っているが、下石野の区間と石野から旧三木駅までの路面の舗装が異なっているので違和感を感じる。</p> <p>同じ路面にできなかつたのか、また今後しないのか。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 観光振興課	
<p>別所ゆめ街道については、ご指摘のとおり、下石野区間を自然色舗装で、石野から高木までの区間を真砂土舗装でと違う舗装で整備しています。</p> <p>この整備については、財源などの事情も踏まえた上で、「三木鉄道線路跡地を考える会」や「別所ゆめ街道によるまちづくりを考える会」において、沿線地域をはじめ別所地区の皆さまとの意見交換の上、ご理解をいただきながら整備内容や活用方法を決定し、取り組んできたところです。</p> <p>なお、高木区間の一部については、緊急車両の通行が困難であるといった地域課題に対応するため、アスファルト舗装にしています。</p> <p>これらの中で、特に真砂土舗装の区間については、除草作業に相当の労力を要するため、何らかの策を講じる必要があると考えています。</p> <p>また、最近のサイクルツーリズムの需要に対応するため、兵庫県において、兵庫県自転車活用推進計画の策定が進められており、そのモデルルートとして、三木市内では別所ゆめ街道を通り道の駅みきへ行くルートが候補にあがっています。</p> <p>よって、今後は歩行者だけでなく自転車での通行に配慮した真砂土舗装部分の整備を前向きに検討しているところです。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	12	障がい者の選挙投票について（下石野）
<p>(内容)</p> <p>市内投票所には段差がある所もあるが、車いす使用の方がそれを気にして投票に行けなかったことがあった。</p> <p>市として、車いす使用の方が投票に行きやすいように指導、広報・周知を行っていただきたい。</p>		
回 答	(担当課) 選挙管理委員会事務局	
<p>車いすの方が投票に来られた場合は、スムーズに投票していただくために、投票事務に従事する者に対して、親切で丁寧な対応を心がけるよう、投票事務説明会や事務従事者説明会で指導を行っているところです。</p> <p>そのような中で、段差のある投票所に車いすの方が来られた場合は、事務従事者が必要な介助を行い投票所内にご案内するなどの対応をしています。また、段差のない市庁舎と吉川支所における期日前投票をご利用していただくこともできます。</p> <p>選挙時に発行している広報みき選挙特集号やホームページ等において代理投票や目の不自由な方の投票要領等について案内していますが、今後は車いすの方など障がいのある方についての投票案内も掲載し広報・周知を図っていきます。</p> <p>なお、投票率の低下が問題となってきた今日、選挙管理委員会としては高齢の方や障がいのある方などがより投票しやすいように、さらなる投票の機会の確保や投票環境の改善について、十分な配慮を講じなければならないと強く認識しているところです。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	13	市庁舎の防災組織・訓練・教育を問う (朝日ヶ丘南)
<p>(内容)</p> <p>8月29日(木)11時半、市役所1階から入館した時のこと。 救急車を職員(男)が誘導し1階のエレベーター(EV)前に「ストレッチャー」が来るも、ストレッチャーがEVの奥行より長い ためEVに入れず、後戻りして、救急車は3階(南玄関)方面へ移動した。患者さんは3階のEV前に倒れていた。</p> <p>①現場は3階だったのに、なぜ救急車を1階に誘導したのか。 ②職員はEVに「ストレッチャー」が入るかどうかわからないのか。 ③ある職員に尋ねると「5年間、防災訓練を受けていない」、役割分担もない? とのこと。 ④市役所4階の総合政策部前である課長に①②を訴えるも、聞いているだけで「〇〇します」の発言がなかった。 改善・対策は練られたのでしょうか。</p>		
回 答	<p>(担当課) 総務部 総務課 財政課 消防本部 救急救助課</p>	
<p>このたびは、救急車の誘導等で傷病者の方にご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>通常、市役所において救急車の出動を要請する場合、より早く現場と救急車を往復する必要があるため、EVに近い1階の北玄関からの誘導を行っています。現場が3階の場合は、状況により3階の南玄関から誘導することもあります。</p> <p>このたびの事案につきましては、当初の通報時、現場が市役所3階のEVホールであること、及び傷病者の意識がないことから、消防とのやりとりにより、傷病者を布担架に乗せ、EVを使用した方がより速やかな搬送ができるため、救急隊を1階の北玄関から誘導することになりました。</p> <p>しかしながら、救急隊が1階EVホールに到着した際に傷病者の意識があることを確認できたことから、より安定した搬送ができるよう急きょ救急車を3階に移動し、ストレッチャーを使用す</p>		

る方法に変更した次第です。なお、救急隊員2名はすぐにEVで3階に上がり、傷病者に応急手当を行っています

今まで、市として総合防災訓練において、訓練を実施し、職員も参加しているところですが、近年、事業所としての市役所における消防訓練は実施していないこともあり、ストレッチャーがEVに入らないことなどについて、職員には周知ができていませんでした。

このたびの事案を受けて、職員に対して、緊急時に適切な対応がとれるよう、ストレッチャーがEVに入らないことも含め、救急車や救急隊の誘導方法について、周知を行いました。

また、11月22日に市役所で消防訓練を行い、避難誘導訓練や消火訓練に加えて、応急救護訓練も実施します。

これらの訓練を定期的に行うことで対応を身に付け、緊急時においても適切に対応できるように取り組んでいきます。

【救急事案について】

覚知日時	令和元年8月29日(木) 11時27分
出場場所	三木市役所3階 エレベーターホール前
通報内容	60歳代男性が倒れ、意識がありません。
通報者	市役所職員

<メ モ>

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

